

## 査証（ビザ）を取得せずにアメリカへ入国を予定されている皆様へ

2009年1月12日より、査証（ビザ）を取得せずにアメリカへ空路及び海路で入国される方で、E S T Aの登録を行われていない方は、航空機の搭乗や乗船によるアメリカへの入国ができなくなります。

米国国土安全保障省（DHS）によると、2009年1月12日以降に査証（ビザ）を取得せず（ビザ免除プログラム（注1））にアメリカ入国を予定している方は、事前にE S T A（電子渡航認証システム）でWEB上の登録を行い、認証を受けることが必要になります。

E S T Aは2008年8月1日から稼動しており、2009年1月11日までのアメリカ入国をされる方は任意申請となりますが、2009年1月12日以降で渡航が確定している方は、できる限り早めの登録をお願いいたします。

なお、ビザ免除プログラム参加国籍は、（注2）のとおりです。ビザ免除プログラム参加国籍（注2）以外の方は、従来通りアメリカビザを取得する必要があります。

E S T A登録手続き及び詳細は以下のアメリカ大使館サイトをご参照ください。

登録画面 <https://esta.cbp.dhs.gov/>（日本語の画面選択も可能です。）

Q & A <http://japan.usembassy.gov/j/visa/tvisaj-estageneralfaq.html>

E S T A登録手続きに関する相談については、学内ビザコンサルティングサービス（行政書士法人I M S）でも受付けております（無料）。

（注1） ビザ免除プログラム(VISA WAIVER PROGRAM : VWP)とは、アメリカ入国審査に際しアメリカビザをお持ちでなくても、ビザ免除プログラム参加国籍でパスポート及び往復の航空券を所持されている方で、観光及び商用目的での90日以内の滞在は、ビザなしで入国審査を受けることができる制度。

（注2） 2008年11月17日現在のビザ免除プログラム参加国は、日本、アンドラ、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルネイ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイスランド、アイルランド、イタリア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、モナコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェイ、ポルトガル、サンマリノ、シンガポール、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、チェコスロバキア、エストニア、ハンガリー、韓国、ラトビア、リトアニア、スロバキア。

### 【通知に関するお問い合わせ】

本部国際連携グループ

内線 20263、20299

Mail [intre@adm.u-tokyo.ac.jp](mailto:intre@adm.u-tokyo.ac.jp)

### 【E S T Aに関するお問い合わせ】

アメリカ大使館

行政書士法人I M S

Mail [ESTA@cbp.dhs.gov](mailto:ESTA@cbp.dhs.gov)

〒105-0003 東京都港区西新橋 2-18-1 弁護士ビル 2 号館 7 階

TEL 03-5402-6191 / FAX 03-5402-6192

Mail [info@attorney-office.com](mailto:info@attorney-office.com)